

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和8年8月7日

山形市監査委員 山 川 稔 彦

同 伊 藤 明 彦

同 鈴 木 進

行 第 7 号
令和8年7月21日

山 形 市 監 査 委 員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査
令和6年度包括外部監査「子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について」
- 2 通知内容
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書

令和6年度包括外部監査 「子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について」

別紙

No.	報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
1	211	意見	(指導監査の結果の公表について) 市では、指導監査の結果について独自に公表は行っていない。指導事項があった施設及び改善状況を市独自のホームページに記載したり、市報に掲載する等、広く施設の利用者及び今後利用を想定している者に周知でき、施設の選択の意思決定に利用できるように公表方法を検討されたい。	こども未来部	指導監査室	山形県では、指導監査の結果について一部を公表している。山形市においても、指導等を受けた施設に配慮しつつ、施設利用者等への情報提供を図るため、令和7年度実施分の監査結果について、令和8年度中に市ホームページで公表し、次年度以降も継続して公表を行う。